明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通八四）　一
〔告　示〕
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇三二）　三
○三宅島空港の施設について告示した事項に変更があった件（同一〇三三）　八
〔官庁報告〕
公聴会
三宅島空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
令和四事業年度財務諸表（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・独立行政法人中小企業基盤整備機構）関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○国土交通省令第八十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫